

平成十五年法務省令第十一号

法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条
第一項及び第四項の規定に基づき、並びに法務省の所管する法令を実施するため、法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 法務省の所管する法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）第六条、第七条及び第九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他の政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他の地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

（申請等の指定）

第三条 電子情報処理組織を使用して行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく申請等は、他の法令に定めのあるものであつて、行政機関等が定める条件に適合するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等の定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前条の申請等を行う者は、行政機関等の定めるところに従い、当該申請等に関する法令の規定において申請等の際に通知すべきこととされている事項に係る情報を、これについて電子署名を行い、送信しなければならぬ。ただし、電子署名以外の行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 前項に規定する者は、行政機関等の定めるところに従い、同項の電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものを送信しなければならない。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの

二 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき作成されたもの

三 行政機関等の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行った者を確認できるものであつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして行政機関等の定めるもの

4 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名とする。

5 前条の申請等を行う者が手数料を納付するときは、行政機関等の定めるところに従い、当該申請等により得られた納付情報により当該手数料を納付しなければならない。

6 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると行政機関等が認める場合
（処分通知等の指定）

第五条 電子情報処理組織を使用して行うことができる法務省の所管する法令に基づく処分通知等は、他の法令に定めのあるもののほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第四十六条第一項から第三項までの規定による告示とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第六条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等の定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前条の処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等に関する法令の規定において処分通知等の際に通知すべきこととされている事項に係る情報を、これについて電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出

二 前号に掲げるもののほか、行政機関等の定める方式

4 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

5 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると行政機関等が認める場合
（電磁的記録による作成等）

第七条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附 則

この省令は、平成十五年三月二十五日から施行する。

附 則（平成一五年九月一二日法務省令第六六号）

この省令は、平成十五年九月二十二日から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日法務省令第一五号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月一五日法務省令第七一七号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月二八日法務省令第八号）

令による改正前の情報通信技術利用規則別表第二に掲げるもの（第五号に掲げるものを除く。）及びこの省令による改正前の平成二十年改正省令附則第二条の規定により同令施行後もなお効力を有するとされた旧情報通信技術利用規則別表第二一号に掲げるものに係る手続等については、平成二十四年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則（平成二七年二月一五日法務省令第五五号）

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附則（令和元年一二月一三日法務省令第四三號）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政連帯の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和六年一月一九日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年九月一五日法務省令第七二號）

この省令は、平成十八年十月二日から施行する。

附則（平成一九年一月二日法務省令第一号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年九月二八日法務省令第五六号）

この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する

附則（平成二〇年二月二八日法務省令第六四号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二二年一〇月一日法務省令第三四号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年二月二日法務省令第三九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月七日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十四年二月一日から施行する。

(經過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日までに法務省に到達した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法令（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等であつてこの省令による改正前の法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（以下「情報通信技術利用規則」という。）別表第一に掲げるものと及びこの省令による改正前の法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（以下「平成二十年改正省令」という。）附則第二条の規定により同令施行後もなお効力を有するとされた同令による改正前の情報通信技術利用規則（以下「旧情報通信技術利用規則」という。）別表第一第一号に掲げるものと並びに情報通信技術利用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等であつてこの省